

○熊本市スポーツ推進審議会条例施行規則〔スポーツ振興課〕

平成23年3月31日

規則第21号

改正 平成23年9月29日規則第71号

(題名改称)

平成24年1月19日規則第7号

平成28年3月31日規則第54号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市スポーツ推進審議会条例（昭和50年条例第12号）第6条の規定に基づき熊本市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平23規則71・一部改正)

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長1名及び副会長若干名を置き、審議会の委員が互選する。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する副会長が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、主宰する。

- 2 会議は、審議会の委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した審議会の委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、審議会の委員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第4条 専門的事項を調査させるため、審議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が選任する。

(幹事及び書記)

第5条 審議会に幹事2名及び書記若干名を置く。

- 2 幹事及び書記は、市職員のうちから市長が任命する。

- 3 幹事は、審議会の事務を整理する。
- 4 書記は、幹事を補佐し、審議会の事務に従事する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、経済観光局文化・スポーツ交流部スポーツ振興課において処理する。

(平24規則7・平28規則54・一部改正)

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月29日規則第71号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年1月19日規則第7号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第54号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。